

平成15年度福島県原子力防災訓練実施要領

1 目的

本訓練は、福島県及び関係町の地域防災計画原子力災害対策編に基づき、原子力災害発生時における住民の安全確保等のための一連の措置について、国及び防災関係機関の協力のもと、相互の連携及び防災対策の確立と関係職員の防災技術の向上を図るため、総合的に訓練するものである。

今回の訓練では、次の点を重点的に実施する。

(1) 緊急時被ばく医療活動訓練

緊急被ばく医療活動をより実効性のあるものとするべく地域防災計画原子力災害対策編が改訂されたことに伴い、関係機関の連携を中心とした訓練活動を実施する。

(2) オフサイトセンターと県庁が連携した実践的な訓練

昨年度から運用している「福島県原子力災害対策センター」(オフサイトセンター)の防災関係設備及び資機材の運用について訓練を行うとともに、県庁に災害対策本部を設置し、現地と県庁が連携した実践的な訓練を行う。

(3) 発電所内における対応訓練

発電所内における一連の緊急時対応として、所内対策本部の設置、事故プラントの復旧対策等の訓練を行う。

(4) 住民への迅速かつ的確な情報提供のための広報訓練

県災害対策本部及びオフサイトセンター等における情報収集と整理、各広報班によるプレス発表から報道まで、分かりやすい住民広報を重視しつつ一貫した情報提供が行えるようにする訓練を行う。

(5) 住民の参加

発電所周辺地域の住民等を対象に、災害弱者を含めた屋内退避及び避難訓練を実施し、災害時において住民がとるべき行動について周知を図る。

2 日時

平成15年11月28日(金)8時00分～15時10分

3 訓練の対象とする事業所

東京電力株式会社 福島第二原子力発電所(1号機)

4 会場

福島県庁(県災害対策本部)

各町役場(町災害対策本部-広野町、楡葉町、富岡町、大熊町)

福島県原子力災害対策センター(原子力災害合同対策協議会、県現地本部)

福島県原子力センター(緊急時モニタリングセンター)

労働福祉事業団福島労災病院(初期被ばく医療機関)

県立医科大学(二次被ばく医療機関)

県立大野病院(初期被ばく医療機関)

福島県環境医学研究所検査除染室

楡葉町保健福祉会館(楡葉町避難所・救護所)

富岡第二中学校(富岡町避難所・救護所)

東京電力(株)福島第二原子力発電所構内及びその周辺地域

5 主催

福島県、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町

6 参加機関、団体等（別紙）

参加機関数

防災関係機関の参加人員

住民等の参加人数

7 訓練基本想定

(1) 事故想定等

平成15年11月28日午前8時00分に東京電力(株)福島第二原子力発電所1号機で発生した主蒸気系のトラブルは、同日午前8時30分に特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象）に該当したことから、県と地元関係4町は、地域防災計画に基づき「災害対策本部」を設置するとともに、国や防災関係機関の協力を得て、万一の原子力災害の発生に備えた準備活動を開始した。

その後、1号機では多重の安全装置が全て作動に失敗したことから、同日午前10時00分、内閣総理大臣が原災法第15条に基づく「原子力緊急事態宣言」を発出するとともに、現地のオフサイトセンターでは、国、県、関係町、専門家、防災関係機関及び原子力事業者による「原子力災害合同対策協議会」が組織され、応急対策活動を実施することとなった。

(2) 気象条件

午前8時30分現在の気象条件は、北北西の風、風速2m/秒、大気安定度はBとし、その後の変化はないものとする。

(3) 被害想定

原子力災害合同対策協議会は、今後の事故の進展によっては放射線等による影響が発電所敷地外に及ぶおそれが生じたことから、午前11時30分、発電所から半径1.5kmまでの全方位の地域における「避難」を、さらに発電所から1.5～3kmまでの風下3方位（避難対象地域を除く）における「屋内退避」を、またこれらの防護対策区域における安定ヨウ素剤の予防服用準備、飲食物摂取制限、防災関係者以外の者の立入制限を決定した。

また、午前9時5分及び午前10時40分に、発電所内においてそれぞれ1名及び2名の作業員が負傷し、放射性物質による汚染等が認められたことから、緊急被ばく医療活動を行うものとした。

8 訓練項目

(1) 事故状況の把握及び連絡（通信連絡訓練）

ア 原子力災害対策特別措置法に基づく通報、連絡

イ オフサイトセンターと関係機関との通信連絡

ウ 地域防災計画等に基づく通報、連絡

エ 重点地域外への情報提供

(2) 災害対策本部等の設置

ア 県災害対策本部（県庁）

イ 県現地災害対策本部（福島県原子力災害対策センター）

ウ 町災害対策本部（広野町、楡葉町、富岡町、大熊町）

- エ 国災害対策現地本部（福島県原子力災害対策センター）
- オ 発電所対策本部（福島第二原子力発電所）
- (3) オフサイトセンターにおける活動
 - ア 初期動作の確認
 - イ 現地事故対策連絡会議の開催
 - ウ 原子力災害合同対策協議会の開催
 - エ 緊急事態対応方針決定会議の開催（想定）
 - オ 機能班の活動
- (4) 緊急時環境放射線モニタリング
 - ア 陸上モニタリング
 - イ 空中モニタリング
 - ウ 海上モニタリング
- (5) 住民等に対する指示の伝達と広報
 - ア 報道機関に対する報道要請
 - イ 町防災行政無線による住民広報
 - ウ 多様な広報手段の活用（ヘリによる空からの広報）
 - エ 多様な広報手段の活用（インターネットによる情報提供）
 - オ 情報の一元化（オフサイトセンタープレスルームとの情報共有）
- (6) 住民等の屋内退避及び避難
 - ア 住民避難（避難誘導、輸送）
 - イ 避難所の設置、運営及び炊出し訓練（楢葉町、富岡町）
 - ウ 屋内退避（楢葉町）
 - エ 発電所職員の所外（富岡町避難所）への避難
- (7) 立入制限措置
 - ア 防護対策区域(陸上)の立入制限
 - イ 防護対策区域(海上)の立入制限
 - ウ ヘリによる上空からの監視活動
- (8) 飲食物の摂取制限
 - ア 広報による周知
 - イ 災害時における物資等調達協定の運用
- (9) 緊急時医療活動（救急活動含む）
 - ア 発電所で発生した負傷者の救護活動
 - イ 救護所における初期被ばく医療活動
 - ウ 初期被ばく医療機関における医療活動
 - エ 二次被ばく医療機関における医療活動
 - オ 安定ヨウ素剤の輸送及び予防服用の準備活動
- (10) 緊急輸送活動
 - ア 県現地本部要員のヘリによる輸送
 - イ 負傷者のヘリによる救急輸送
- (11) 防災業務関係者の安全確保
 - ア 防災業務関係者の被ばく管理
 - イ 防災業務関係者（モニタリング要員）の汚染処置
- (12) 発電所内における訓練
 - ア 発電所対策本部における緊急時対応
 - イ 汚染負傷者対応訓練

- ウ 避難、退避訓練
- エ 事故プラントの現場確認
- オ 事故プラントの復旧対策訓練

(13)その他

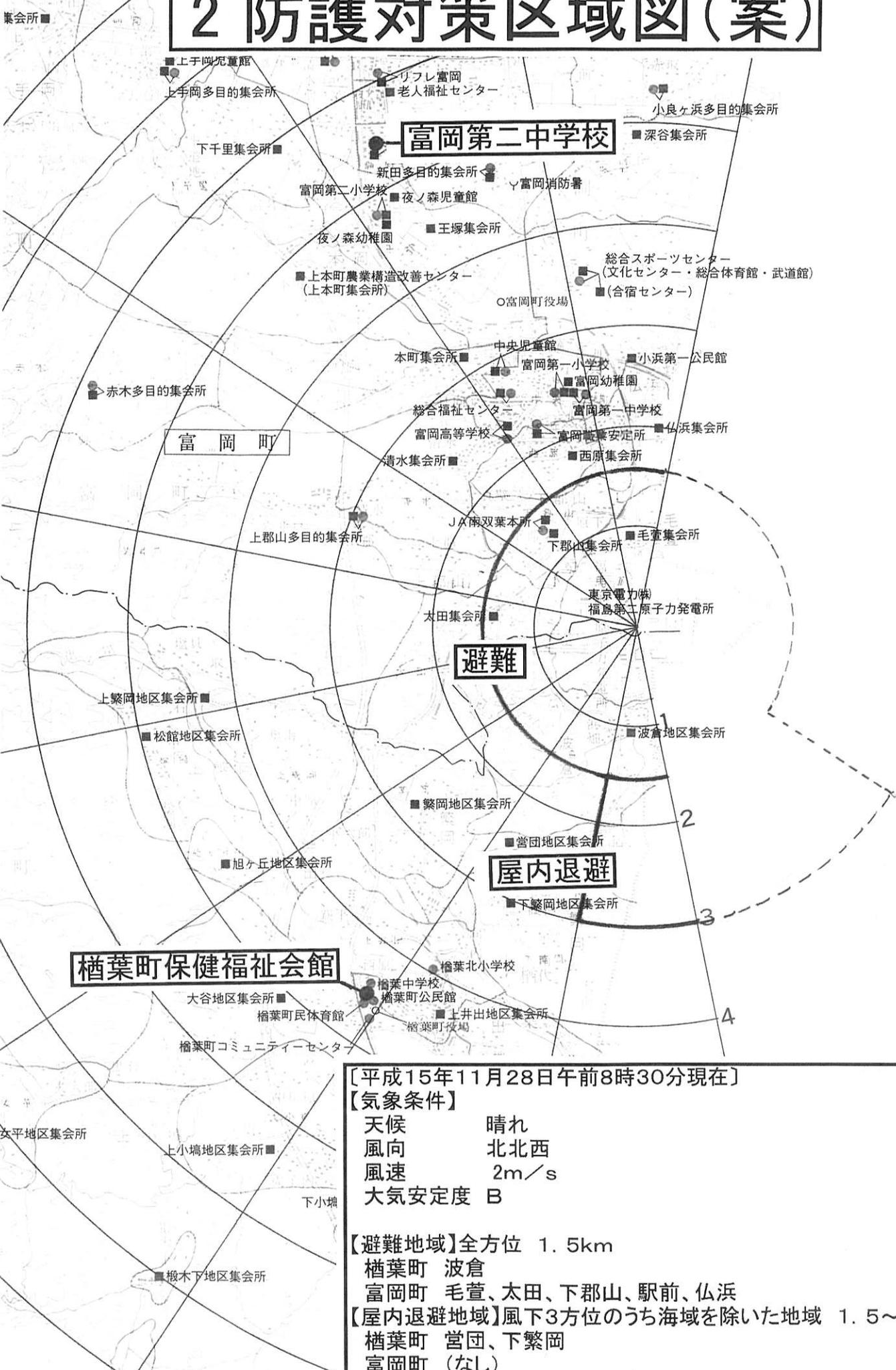
- ア 陸上自衛隊及び核燃料サイクル機構原子力緊急時支援・研修センターが所有する原子力災害対応資機材等の展示（楢葉町避難所）
- イ 住民のための防災説明会の開催

9 訓練の中止

次の事態が発生した場合は、訓練を中止する。

- (1) 県内に災害が発生し又は発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (2) 県内に警報（海上に関するものを除く）が発表され、その対策を要するとき。
- (3) その他異常現象の発生により、対策を要するとき。

2 防護対策区域図(案)



[平成15年11月28日午前8時30分現在]
【気象条件】
 天候 晴れ
 風向 北北西
 風速 2m/s
 大気安定度 B

【避難地域】全方位 1.5km
 楡葉町 波倉
 富岡町 毛萱、太田、下郡山、駅前、仏浜

【屋内退避地域】風下3方位のうち海域を除いた地域 1.5~3km
 楡葉町 営団、下繁岡
 富岡町 (なし)